

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（案）

2010年●月●日（Ver. 2.0）

環境省

H20. 11. 14 (Ver. 1. 0)	制定
H21. 3. 10 (Ver. 1. 1)	一部改訂
H21. 9. 9 (Ver. 1. 2)	一部改訂
H21. 10. 13 (Ver. 1. 3)	一部改訂
H21. 12. 3 (Ver. 1. 4)	一部改訂
H22. ●. ● (Ver. 2. 0)	一部改訂

－ 目次 －

第 1 章 実施規則策定にあたっての基本的な考え方	3
1.1 目的・位置づけ	3
1.2 オフセット・クレジット（J-VER）発行対象者	3
1.3 オフセット・クレジット（J-VER）の信頼性確保	3
1.4 プロジェクトの追加性	4
1.5 本制度における追加性立証方法	5
1.6 本制度に関連するルール等	5
1.7 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則	6
第 2 章 プロジェクトの流れとルール	8
2.1 体制	8
2.2 プロジェクトの計画・認証・発行プロセス及びルール	9
① ポジティブリスト、適格性基準、方法論（排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法） の設計	10
② プロジェクトの計画	11
③ プロジェクトの妥当性確認	12
③-1 妥当性確認の開始	12
③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法	12
④ 登録	14
⑤ モニタリング	15
⑥ モニタリング報告書の検証	15
⑦ 温室効果ガス排出削減・吸収量の認証	15
⑧ オフセット・クレジット（J-VER）の発行	16
⑨ オフセット・クレジット（J-VER）の管理	16
⑩ 都道府県 J-VER プログラム認証	167
⑪ 吸収プロジェクトに係る特別措置	168
⑫ プロジェクトの一括審査	178
⑬ 基本文書の管理	179
用語の定義	

第1章 実施規則策定にあたっての基本的な考え方

1.1 目的・位置づけ

オフセット・クレジット（J-VER）制度（以下、本制度）は、温室効果ガス排出削減・吸収に係る自主的な取組を通じて、一定の品質が確保され、市場を流通するオフセット・クレジット（J-VER）を発行することを目的としており、これにより、個人、企業、自治体等による主体的なカーボン・オフセットの取組を促進するとともに、国内の企業や自治体等における自主的な削減・吸収に係る努力が促進されることが期待される。

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則は、自主的な温室効果ガス削減取組に対して確実に透明性の高いモニタリング・算定、検証のルールを示すとともに、オフセット・クレジット（J-VER：Japan Verified Emission Reduction）の発行・管理に関する枠組を規定するものである。VER（Verified Emission Reduction）には、国内の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに基づくものと海外の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに基づくものがあるが、ここでは国内の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに基づくものについて規定する。

本実施規則の手続きに則って実現された自主的な温室効果ガス排出削減・吸収量に対してはオフセット・クレジット（J-VER）が発行され、所定の登録簿にて管理される。登録簿に発行されたオフセット・クレジット（J-VER）は市場流通性を持ち、自由に取引を行うことができる。オフセット・クレジット（J-VER）の用途は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主眼とする。なお、各種規制等においても制度管理者の判断により削減取組の補完的機能として活用することも想定される。

1.2 オフセット・クレジット（J-VER）発行対象者

本実施規則の求める要求事項を満たせば誰でもプロジェクトを行うことができる。ただし、本制度構築の目的が「現状以上に温室効果ガス削減を促進すること」であるため、他の温室効果ガス排出削減・吸収クレジット、規制等に基づいて実施する削減取組、採算性が高く通常のビジネスベースで進められるような事業については対象とならない点に留意が必要である。

1.3 オフセット・クレジット（J-VER）の信頼性確保

オフセット・クレジット（J-VER）は、温室効果ガス排出削減・吸収量がクレジットと呼ばれる商品として捉えられ、市場で流通するものであり、オフセット・クレジット（J-VER）の取引を安心して行えるよう、国際的な考えとも整合を保ちつつ、常に高いレベルで安定した品質が確保された制度から産まれたものでなければならない。その目的を達成するため、本制度は、原則として、ISO14064-2 及び ISO14064-3 に準拠した制度であるとともに、プロジェクト計画書の妥当性確認及び温室効果ガス排出削減・吸収量の検証は、原則として、ISO14065 で認定された妥当性確認機関及び検証機関が実施することとしている。

表 1- 1 国際標準との整合性

オフセット・クレジット（J-VER）制度の基本要素	準拠した国際標準
制度枠組み、モニタリング・算定ルール	ISO14064-2
制度枠組み、 妥当性確認 ・ 検証ガイドライン	ISO14064-3
検証機関の認定のための要求事項	ISO14065

なお、オフセット・クレジット（J-VER）が発行された場合には、クレジットの二重使用を防ぐ観点から、当該プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下、「プロジェクト代表事業者等」という。）のうち、いずれかの事業者が、自らの排出量を対外的に報告・公表する際には、発行されたオフセット・クレジット（J-VER）に相当する量を排出量として適宜上乗せすることが必要である。

1.4 プロジェクトの追加性

本制度により発行されるオフセット・クレジット（J-VER）は、自主的なカーボン・オフセットの取組等様々な用途に活用されることが想定されるが、これら用途に用いられるオフセット・クレジット（J-VER）が国全体として温室効果ガス排出削減対策を促進させるものであることを確保するためには、オフセット・クレジット（J-VER）発行の対象とするプロジェクトは、本制度が存在しない場合に対して「追加的」な温室効果ガス排出削減をもたらすことが求められる。

プロジェクトの温室効果ガス排出削減の追加性を立証する方法としては、プロジェクトごとに追加性を評価する方法と、プロジェクト種類ごとの基準等を設定し追加性を評価する方法の二種類がある。

① プロジェクトごとの評価

本立証方法は、プロジェクトごとにプロジェクト代表事業者等の事情やプロジェクト特有の状況を考慮しつつ、投資障壁、技術的障壁、資金調達障壁等の様々なプロジェクト実施を困難とする障壁の存在を確認してプロジェクトの追加性を評価する方法である。京都メカニズムのクリーン開発メカニズム（CDM）ではこの方法が採られている。本立証方法のメリット・デメリットは以下のとおりである。

メリット

- ・プロジェクト個々の状況に応じた追加性及びベースライン・シナリオの評価が可能。

デメリット

- ・プロジェクト個々の状況に応じて追加性立証の妥当性が判断されるため、プロジェクト代表事業者等にとっての承認リスクが高い。
- ・プロジェクト代表事業者等による追加性立証、検証機関による審査、制度運用側による承認などプロジェクト個々に対する作業量が多く、結果として実施費用が増大する。

② プロジェクト種類ごとの基準による評価

本立証方法は、制度運用側で予めプロジェクト種類ごとの基準を設定し、その基準を満た

すプロジェクトを認める方法である。基準としては、プロジェクト種類、ベンチマーク（エネルギー効率等）、機器や対策の普及率、機器や対策の投資回収年数等によって基準を設定する。本立証方法のメリット・デメリットは以下のとおりである。

メリット

- ・ ベースライン・シナリオ及び追加性の判断に際して、予め基準を示すため、プロジェクト計画から承認までのプロセスが簡素化される。
- ・ 予め基準を示すため、承認の主観性を最小化または排除できる。
- ・ 一度仕組みを構築すれば、運用は簡素となる。

デメリット

- ・ 様々な種類のプロジェクトに対してそれぞれの基準を構築するには専門的知見を集約する必要があり、制度設計時に時間及びコストがかかる。
- ・ 元々実施予定だったプロジェクトなど、プロジェクトごとに評価した場合には追加性が認められないプロジェクトであっても、本方法では基準を満たせば承認されるため、本来追加性がないプロジェクトを追加的であるとみなしてしまうリスクを一定程度受け入れなければならない。
- ・ 実施されるプロジェクトが、基準を構築したプロジェクト種類のみ限定されてしまう。

1.5 本制度における追加性立証方法

プロジェクトごとの追加性の立証は、評価する者の主観的な判断によるところが大きく、制度全体に対する信頼性の低下につながるおそれがあること、立証に係る第三者審査などの費用がプロジェクト代表事業者等の負担となる上にプロジェクトが承認されないリスクも存在するために本制度の利用を促進する上での障害となりうる。このため、追加性立証に係る基準は可能な限り明確化し、プロジェクト代表事業者等が立証しやすいものとするのが望ましい。

本制度では、制度運用側が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定し、「ポジティブリスト」として登録し、併せてプロジェクト種類ごとに追加性立証のための基準を「適格性基準」として示す。プロジェクト代表事業者等は、ポジティブリストに掲載され、各プロジェクト種類で要求された「適格性基準」を満たしていることさえ証明すれば、プロジェクトの追加性を立証したとみなされる。

1.6 本制度に関連するルール等

本実施規則は、本制度の全体的なルールを示したものであるが、制度の運用においてはその他に以下のようなガイドライン等を整備している。プロジェクト代表事業者等においては、以下のガイドライン等を適宜参考にすることが求められる。

なお、別段の定めのない限り、ISO14064-2 とは、ISO14064-2:2006 Greenhouse gases -- Part 2: Specification with guidance at the project level for quantification, monitoring and reporting of greenhouse gas emission reductions or removal enhancements を、ISO14064-3 とは、ISO 14064-3:2006 Greenhouse gases -- Part 3: Specification with guidance for the validation and verification of greenhouse gas assertions を、ISO 14065

とは、ISO 14065:2007 Greenhouse gases -- Requirements for greenhouse gas validation and verification bodies for use in accreditation or other forms of recognition を指す。ISO14064-2、ISO14064-3、ISO14065 と同等内容の JIS Q 14064-2、JIS Q 14064-3、JIS Q 14065 が制定された時点で、ISO14064-2、ISO14064-3、ISO14065 を JIS Q 14064-2、JIS Q 14064-3、JIS Q 14065 に読み替えるものとする。

表 1- 2 プロジェクトの計画・実施等の際して参照すべきガイドライン一覧

項目	参照すべきガイドライン
制度全体ルール	「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則」 I S014064-2
排出削減量のモニタリング・算定ルール	「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン」
プロジェクトの妥当性確認および排出削減量の検証ルール	「オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン」 IS014064-3 邦訳版（財団法人日本規格協会発行）
対象となるプロジェクト種類一覧	「オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるポジティブリスト」
個別プロジェクト種類の排出削減量算定方法	「オフセット・クレジット（J-VER）の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論」
J-VER 認証運営委員会に関する規程	「オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程」
オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムに関する規程	「オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム利用規程」
妥当性確認機関・検証機関の認定ルール	IS014065 邦訳版（財団法人日本規格協会発行）

1.7 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則

発行されるオフセット・クレジット（J-VER）の品質確保を確実にするため、プロジェクト代表事業者等は下記の6原則に従って、プロジェクトを計画・実施し、温室効果ガス排出削減・吸収量をモニタリング及び算定し、検証することが求められる。

適合性（Relevance）

ポジティブリストに記載され、当該プロジェクト種類の適格性基準に準拠しており、適切な方法論が選択されていること。

完全性（Completeness）

プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象となる排出活動について、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

一貫性（Consistency）

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において排出削減量又は吸収量が比較可能なように算定が行われていること。

正確性 (Accuracy)

仮定設定や計測、計算等に含まれる偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること。

透明性 (Transparency)

情報の利用者が合理的な自信をもって判断できるよう、十分かつ適切な温室効果ガス関連情報が開示されていること。

保守性 (Conservativeness)

温室効果ガス排出削減・吸収量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な仮定、数値及び手順が用いられていること。

第2章 プロジェクトの流れとルール

2.1 体制

本制度は環境省により実施される。実施にあたって、以下の組織を構築する。

表 2- 1 オフセット・クレジット（J-VER）制度における組織

組織	業務内容
オフセット・クレジット（J-VER） 認証運営委員会 （以下、「J-VER 認証運営委員会」という。）	以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブリスト、適格性基準、方法論の策定 ・ プロジェクト登録に関する決定 ・ オフセット・クレジット（J-VER）の認証・発行に関する決定 ・ 登録簿の構築・運営・管理に関する決定 ・ その他の事項（第三者独立委員会による意見についての審議、意見・苦情の審議）
オフセット・クレジット（J-VER） 制度事務局 （以下、「制度事務局」という。）	本制度事務局をおき、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ J-VER 認証運営委員会等運営の支援 ・ J-VER 認証運営委員会の決定を受けた実務等
方法論パネル	J-VER 認証運営委員会が設置し、ポジティブリスト及び適格性基準、ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類についての方法論の検討を行う。
第三者独立委員会	J-VER 認証運営委員会の活動に関して意見を提出する。

2.2 プロジェクトの計画・認証・発行プロセス及びルール

プロジェクト計画の策定からオフセット・クレジット（J-VER）発行までの流れは以下の通り。

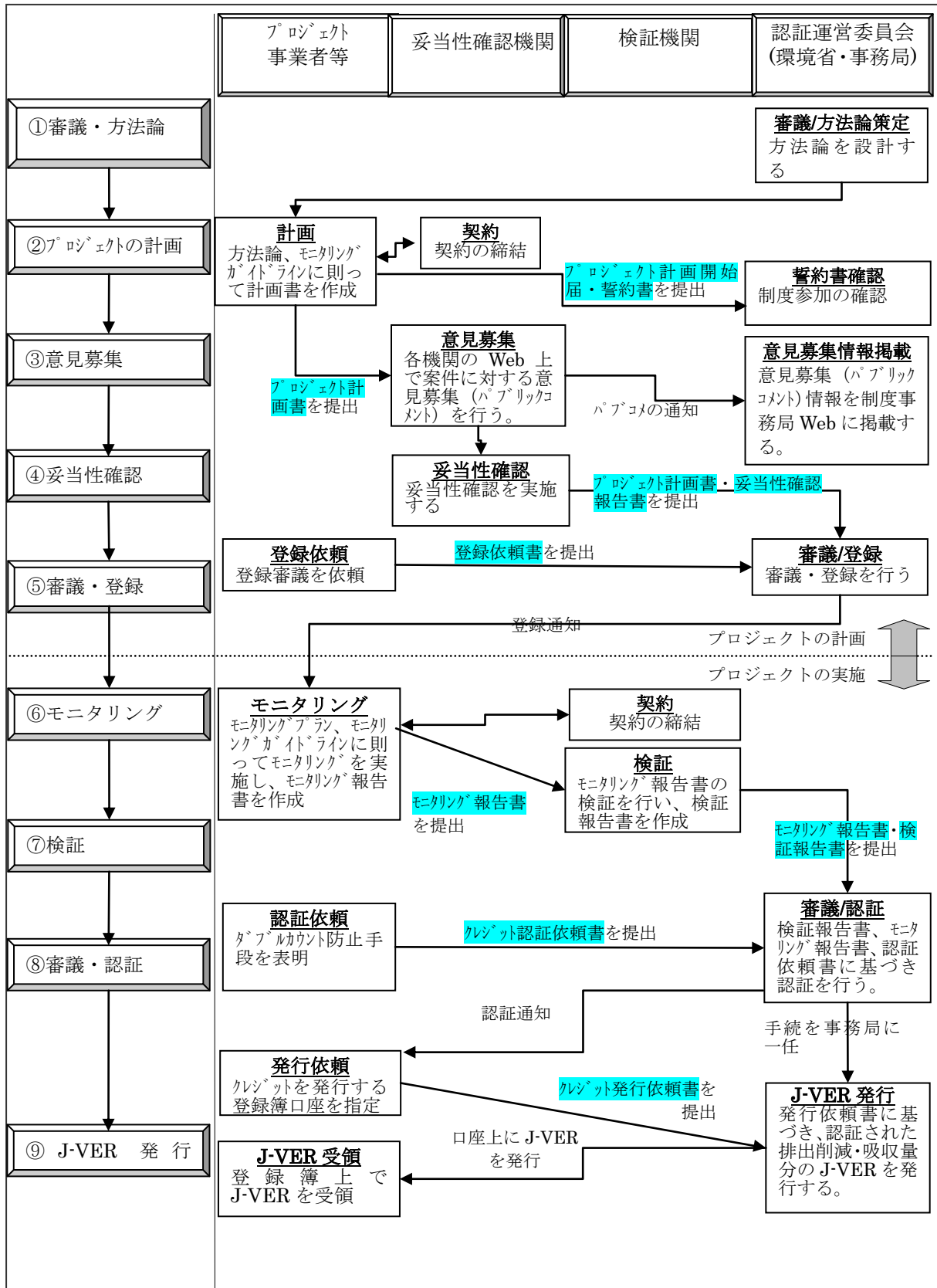


図 2-1 プロジェクトの計画からオフセット・クレジット（J-VER）発行までの流れ

① ポジティブリスト、適格性基準、方法論（排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法）の設計

- ・ 本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトは、J-VER 認証運営委員会が示す「ポジティブリスト」に掲載されるプロジェクト種類に合致し、その適格性基準を満たすものとする。
- ・ J-VER 認証運営委員会は、プロジェクト実施のニーズ等を踏まえ、採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類をポジティブリストに追加し、その適格性基準及び方法論を策定・公表する。策定にあたっては、パブリックコメントを経ることとし、事前に方法論パネルにより適格性基準及び方法論の検討を行う。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの温室効果ガス排出削減・吸収量の算定及びモニタリングを、当該プロジェクト種類用の方法論に沿って行う。
- ・ 本制度事務局 は、ポジティブリストのプロジェクト種類、適格性基準及び方法論に関する意見を広く一般より受け付ける。

本制度では、J-VER 認証運営委員会が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべき温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの種類を予め特定し、ポジティブリスト及び適格性基準として公表することで、個々のプロジェクト代表事業者等による追加性立証を代替している。したがって、プロジェクト代表事業者等は、自らが実施しようとするプロジェクトがポジティブリストに掲載され、適格性基準を満たしていることを確認することで、プロジェクトの計画を策定することができる。

プロジェクト代表事業者等の負担軽減を考慮し、ポジティブリストに掲載したプロジェクト種類については、J-VER 認証運営委員会が方法論を併せて策定、公表する。プロジェクト代表事業者は、ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類のプロジェクトを実施する際には、自ら方法論を作成する必要はなく、公表された方法論を使用し、プロジェクトを計画することができる。

方法論策定にあたっては、事業者の負担軽減のため、事業者が本来調査する内容等を方法論策定者側で事前に調査し、事業者が実際に考慮した場合と同等とみなせる（事業者が実際の立証を行う必要がない）よう方法論を設計する。これにより、方法論における事業者への要求事項を必要最小限の項目に絞り込む。

新規のプロジェクト種類に対する方法論策定手順としては、事前に当該プロジェクト種類に関する調査を実施し、方法論の草案を策定することになる。草案について、方法論パネルが審議を行い、その後パブリックコメントを経て、J-VER 認証運営委員会において正式な方法論として承認・公表される。

ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類のプロジェクトについて、既存方法論が適用できない場合には、方法論の一部変更を本制度事務局 を通じて方法論パネルに提案することができる。方法論パネルは、提案を踏まえ、方法論の変更に向けた検討を行い、その他の提案等も勘案しつつ方法論の変更の検討を行う。方法論変更の検討の頻度は、提案状況を鑑みて制度開始後に決定する。

※ ポジティブリスト、適格性基準及び方法論は本制度事務局 ホームページ (<http://www.4cj.org>) を参照のこと。

② プロジェクト計画の作成

- ・ プロジェクト代表事業者は、プロジェクト計画書の提出にあたり、本制度により定められた妥当性確認機関との契約を行った上で、当該プロジェクトの登録に係るプロジェクト計画開始届と誓約書を作成し、本制度事務局（認証センター）に提出する。
- ・ プロジェクトの実施にあたっては、プロジェクト活動の概要、適用方法論、モニタリングプランに関する情報等、プロジェクト計画書を所定の様式に沿って作成する。

《プロジェクト計画書掲載項目》

A：参加者情報

1. プロジェクト代表事業者
2. プロジェクト事業者情報
3. プロジェクト参加者情報
4. J-VER 取得予定者（事業者名、J-VER 口座番号）

B：プロジェクト活動の概要

1. プロジェクト活動
2. 採用技術
3. プロジェクト実施場所
4. プロジェクト期間
5. クレジット期間
6. 想定排出削減量・吸収量設備稼働期間／クレジット発生期間
7. 補助金受給有無等
8. 他制度への申請有無等

C：方法論の適用

1. ポジティブリストの適格性基準との整合性
2. 適用方法論（方法論番号、方法論名称）
3. 適用するガイドライン等
4. ベースラインシナリオ
5. 排出量・吸収量の定量化

D：その他

1. 関連する許認可及び関連法令等
2. 環境影響評価及び環境測定／ステークホルダーのコメント
3. 住民説明会の実施状況／その他特記事項

別紙）モニタリングプラン

③ プロジェクトの妥当性確認

③-1 妥当性確認の開始

- ・ ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類に合致し、適格性基準を満たすプロジェクトであれば、誰でも妥当性確認機関との契約によりプロジェクトの妥当性確認を開始することができる。
- ・ 妥当性確認機関は、原則として、ISO14065 に基づいて認証を受けた妥当性確認機関又はその認定申請を行っている妥当性確認機関が実施するものとする。
- ・ プロジェクト代表事業者は、プロジェクト計画書の登録にあたって妥当性確認機関にプロジェクト計画書を提出し妥当性確認を受審する。
- ・ 妥当性確認機関は、プロジェクト代表事業者等との契約に基づき、プロジェクト代表事業者等から提出されたプロジェクト計画書が、形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。受理したプロジェクトは、一般からのパブリックコメントを募集する。
- ・ 本制度では、2008 年 4 月 1 日以降に開始したプロジェクトを対象とする。ただし、2008 年 4 月 1 日以前に始められたプロジェクト（Early Actions）についても、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合には対象プロジェクトとする。方法論にて別途定めるものは除き、2008 年 4 月 1 日以前に始められたプロジェクトについては、当該プロジェクトがポジティブリスト上で対象となることとなった期日から 1 年後までにプロジェクト計画開始届が提出されたものに限定する。
- ・ プロジェクト事業者は、複数の温室効果ガス排出削減・吸収活動をまとめてプロジェクトを計画することもできる。この場合のモニタリング方法等については、「オフセット・クレジット（J-VÉR）制度モニタリング方法ガイドライン」（以下、モニタリング方法ガイドライン）及び各方法論で別途定めることとする。
- ・ 補助金等の公的資金を活用する温室効果ガス排出削減・吸収活動の申請の可否については、一律の判断基準は設けず、ポジティブリストにおいてプロジェクト種類毎に設定する。
- ・ プロジェクト計画書の作成責任はプロジェクト代表事業者及びプロジェクト事業者にあり、プロジェクトの実態がプロジェクト計画書と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者及びプロジェクト事業者の責任となる。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、妥当性確認にかかる次の 5 点につき合意するものとみなす。(1) 保証レベル (2) 目的 (3) 基準 (4) 適用範囲 (5) 重要性（マテリアリティ）
- ・ 妥当性確認に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとる。

③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法

- ・ 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定は、各方法論にて示す方法に従い行う。
- ・ 排出削減・吸収量の算定で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動は方法論において特定する。

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法としては、基本的にはプロジェクト活動排出量とベースライン・シナリオ排出量の差だが、具体的な計算方法としては、①過去排出量と比較する方法、②一定の効率をベンチマークとし、その排出量と比較する方法、③現在使用している設備を継続利用した場合の排出量と比較する方法などがある。それぞれ以下の表に示すようなメリット・デメリットがあり、プロジェクト種類により適した方法が異なると考えられることから、プロジェクト種類ごとに方法論にて定める。

表 2-2 温室効果ガス排出削減・吸収量算定方法のメリット・デメリット

	①過去排出量	②ベンチマーク	③既存設備の継続利用
説明	・ 過去排出量（数年間の平均等）との比較	・ 一定の効率等を基準として、当該設備を使用した場合の排出量との比較	・ 現在使用している設備の継続利用した場合の排出量と比較
メリット	・ 実績データのため、恣意性が排除できる。また、データの精度を削減対策実施年と同じレベルにできる。 ・ 過去排出量より削減された分に対してのみオフセット・クレジット（J-VER）が発行できる。	・ 各事業者の生産量等の活動量の増減を考慮できる。 ・ 同一のプロジェクト種類に対して基準が明確化される。	・ 各事業者の生産量等の活動量の増減を考慮できる。 ・ 各事業者の現在の設備状況を考慮できる。
デメリット	・ 生産量等の活動量が増加傾向にある事業者がプロジェクト計画することが困難。	・ ベンチマークの設定が困難。	・ 推計を行うため、プロジェクト事業者の恣意性を排除することが難しい。

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法の例

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定においては、設備単位でモニタリングを行う場合、プロジェクト前後の原単位改善効果に生産量を乗じることで排出削減・吸収量を求める。この際、乗じる生産量の設定方法としては以下のように3通り想定される。また、事業所単位でモニタリングを行う場合には、プロジェクト実施前の排出量と実施後の排出量を比較することで求められる。

具体的な算定方法については、別途公表する各方法論にて示す。

<設備単位でモニタリングを行うケース>

- ① $(\text{プロジェクト実施前原単位} - \text{プロジェクト実施後原単位}) \times \text{プロジェクト実施前生産量}$
- ② $(\text{プロジェクト実施前原単位} - \text{プロジェクト実施後原単位}) \times \text{プロジェクト実施後生産量}$
- ③ $(\text{プロジェクト実施前原単位} - \text{プロジェクト実施後原単位}) \times [\text{プロジェクト実施前生産量又はプロジェクト実施後生産量のいずれか小さい量}]$

<事業所単位でモニタリングを行うケース>

- ④ $\text{プロジェクト実施前排出量} - \text{プロジェクト実施後排出量}$

本制度では、方法論策定の過程においてプロジェクトより想定される温室効果ガス排出・吸収活動を一通り考慮した上で、排出削減・吸収量の算定にあたって考慮する温室効

果ガス排出・吸収活動を特定する。したがって、プロジェクト代表事業者等は方法論に規定された排出・吸収活動をプロジェクトの対象範囲として解釈し、それ以外の排出活動についてはモニタリング・算定することは求められない。

④登録

- ・ J-VER 認証運営委員会は、妥当性確認報告書に基づき当該プロジェクトの登録の可否を審議の上、適切であると認められる場合は登録する。
- ・ プロジェクトの登録は、当該プロジェクトについて、本制度上正式に手続きを開始するものであり、なんら法的な効果を生むものではない。また、登録されたプロジェクトについて、環境省、J-VER 認証運営委員会及び本制度事務局 は、オフセット・クレジット（J-VER）の発行を保証するものではない。
- ・ 登録プロジェクトについては、プロジェクト名及びプロジェクト計画書内容を Web 上で本制度事務局 が公開する。
- ・ 却下されたプロジェクトは修正の上、再度登録依頼を行うことが可能である。

プロジェクト計画書を Web 上で公開することは、当該事業者にとってプロジェクトを適切に実施し排出削減を実現するインセンティブとなる。また、以後プロジェクトを実施しようとする他の事業者が、これを参考としてプロジェクト計画書を作成することで、効率化を図ることができる。さらに、当該プロジェクトから発行される予定のオフセット・クレジット（J-VER）の流通に関する取引リスクも軽減される。

⑤ モニタリング

- ・ モニタリングに関する基本的なルールは、モニタリング方法ガイドラインに示し、プロジェクト種類ごとの具体的なモニタリング項目及び方法は各方法論にて示す。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、登録時に承認されたモニタリングプランに則ってモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。

モニタリングは、プロジェクト実施による温室効果ガス排出削減・吸収量やその数値に基づくオフセット・クレジット（J-VER）発行量に影響を与えることから、統一的なルールに基づいたモニタリングが極めて重要である。

⑥ モニタリング報告書の検証

- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の認証を受けるにあたっては、プロジェクト代表事業者等は検証機関にモニタリング報告書を提出し、検証を受審する。
- ・ 検証は、原則として、ISO14065 に基づいて認定を受けた検証機関又はその認定申請を行っている検証機関が実施するものとする。
- ・ プロジェクト代表事業者は、受審した妥当性確認機関と同一の機関で検証を受審することができる。
- ・ 検証機関は、検証を開始するにあたり、本実施規則やモニタリング方法ガイドラインに沿ってモニタリングプランが作成されているかについて、妥当性確認報告書を参照して最終確認し、当該プロジェクトの実態がプロジェクト計画書と異なる場合は、検証を中止して対応方法を本制度事務局に問い合わせる。
- ・ 当該プロジェクトの実態がプロジェクト計画書の内容と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者及びプロジェクト事業者の責任となり、妥当性確認は無効となる。プロジェクト代表事業者等は当該プロジェクトを J-VER プロジェクトとして継続したい場合は、改めて変更依頼（再妥当性確認）を行う。
- ・ 検証機関は、合理的保証を付与できる水準の検証を実施する。
- ・ 検証は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン」の他、ISO14064-3 に基づいて実施する。
- ・ 検証機関は、検証結果に基づき、検証報告書を作成し、モニタリング報告書とあわせて本制度事務局 に提出する。
- ・ 検証に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとる。

検証機関の認定を実施する機関は、検証機関に対して適格な審査を実施し、認定の可否を判断する。要求事項に反した事例を検出した場合には検証の即時停止、認定停止等の処分を下す。

⑦ 排出削減・吸収量の認証

- ・ J-VER 認証運営委員会は、検証機関より提出された検証報告書及びモニタリング報告書に基づき、当該プロジェクトから生じる排出削減・吸収量について認証を行う。

⑧ オフセット・クレジット（J-VER）の発行

- ・ J-VER 認証運営委員会は、認証に基づき、認証された温室効果ガス排出削減・吸収量についてオフセット・クレジット（J-VER）を発行する。ただし、ISO14065 認定申請中の検証機関が検証を行った排出削減・吸収量については、原則として、当該機関の ISO14065 認定をもってオフセット・クレジット（J-VER）を発行するものとする。
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の発行単位は、1 t-CO₂とし、1 t-CO₂未満を切り捨てる。オフセット・クレジット（J-VER）の発行にあたっては、他の制度等における排出量の報告とのダブルカウントを避けるための所要の措置をとる。
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）発行対象期間は原則として 2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までとする。

本制度で発行したオフセット・クレジット（J-VER）の用途は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主眼とする。なお、各種規制等においても制度管理者の判断により削減取組の補完的機能（排出削減義務等遵守目的への利用など）として活用することも想定される。

⑨ オフセット・クレジット（J-VER）の管理

- ・ 本制度事務局 は、本制度により発行されるクレジットを参加者が保有、移転及び無効化するための各種口座等を含む登録簿（以下、「J-VER 登録簿」という。）を作成する。
- ・ 本制度事務局 は、発行したオフセット・クレジット（J-VER）をプロジェクト代表事業者等の口座に移転し、その旨をプロジェクト代表事業者に対して通知する。
- ・ 事業者が発行されたオフセット・クレジット（J-VER）を受け取るには、プロジェクト代表事業者等は登録簿口座開設の申請を行う必要がある。
- ・ 自らの口座にオフセット・クレジット（J-VER）を保有する事業者で他の事業者にその移転を行うこと及び無効化を行うことを希望する事業者は、本制度事務局 の管理するポータルサイトを通じて移転を行う。
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の他の事業者の口座又は無効化口座への移転単位は、1 t-CO₂とする。

クレジットの無効化とは、オフセット・クレジット（J-VER）の無効化口座への移転が完了したことを意味する。これにより、一つのクレジットが二重に使われること（ダブルカウント）を防ぐことができる。無効化口座に移転されたクレジットは、それ以降、カーボン・オフセット等を目的として売買・使用することができなくなる。

⑩ 都道府県 J-VER プログラム認証

- ・ 温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度（以下「都道府県プログラム」という。）について、本制度に整合していると認められるものを J-VER 認証運営委員会が認証し、「都道府県 J-VER プログラム」としてプログラム認証リストに掲載する。
- ・ 都道府県 J-VER プログラムより発行されるクレジット（以下「都道府県 J-VER」という。）は、J-VER 認証運営委員会により認証・発行されるオフセット・クレジット（J-VER）と同列に J-VER 登録簿に登録されるものとする。
- ・ 都道府県 J-VER は、J-VER 認証運営委員会とは異なる認証主体が発行するものであることを、クレジット種別を分けることにより明確化するものとするが、それ以外の保有・移転・無効化等 J-VER 登録簿上の取扱いについては、オフセット・クレジット（J-VER）と同様とする。
- ・ プログラム認証を受けることを希望する都道府県プログラムを運営する主体（以下、「プログラム運営主体」という。）は、所定の申請書を本制度事務局 に提出するものとする。
- ・ J-VER 認証運営委員会は、プログラム運営主体より提出された申請書について、別に定める都道府県 J-VER プログラム認証基準に基づき、認証の可否の審議を行う。
- ・ J-VER 認証運営委員会は、都道府県 J-VER プログラム認証基準に規定する全ての条件を満たしたと認められるプログラム運営主体をポジティブリストの区分ごとに、当該プロジェクト種類に係る認証を行う運営主体として一覧化する。
- ・ 都道府県 J-VER プログラム認証の効果は、認証された日から 1 年間とする。都道府県 J-VER プログラム運営主体がプログラム認証の延長を希望する場合、都道府県 J-VER プログラム認証された日から 1 年を経過する前に、更新手続きをとるものとする。
- ・ 本制度事務局 は、プログラム運営主体からの都道府県 J-VER の登録依頼に基づき、プログラム運営主体が都道府県 J-VER プログラムにおいて認証した排出削減・吸収量に対応する都道府県 J-VER を J-VER 登録簿上に登録する。なお、プログラム運営主体は、都道府県 J-VER の登録依頼に際して、当該都道府県 J-VER に係る検証機関による排出削減・吸収量に関する検証結果及びプログラム運営主体による審査内容を記録した議事録を本制度事務局 に提出することとする。
- ・ 本制度事務局 は、J-VER 登録簿上に都道府県 J-VER を登録した場合は、当該都道府県 J-VER のシリアル番号を当該プログラム運営主体に通知する。

⑪ 吸収プロジェクトに係る特別措置

- ・ 吸収プロジェクトについては、吸収量の永続性の確保の観点から、発行されるクレジット量のうち一定量を本制度事務局 における「バッファー管理口座」に確保し、自然撓乱や土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量に相当するクレジットを「無効化口座」に移転するほか、人為的な吸収量の消失や永続性の確保放棄に対する所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。

⑫ プロジェクトの一括審査

- ・ 原則として、同一のプロジェクト実施者が関与し、同一の方法論を適用しうる場合であり、妥当性確認の内容がほぼ同等と考えられる条件を満たす場合は、妥当性確認機関はプロジェクトをまとめて一括で審査することができるものとする。これらの条件については別紙に定める。

⑬ 基本文書の管理

・本制度における基本文書は次の通りとし、基本文書の保存、有効期限及びバージョン管理を規定する。

- (1) オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則
- (2) オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会に関する規程
- (3) オフセット・クレジット(J-VER)制度におけるポジティブリスト
- (4) オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論
- (5) オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
- (6) オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング報告書の検証のためのガイドライン
- (7) オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システム利用規程
- (8) 上記の他、上記各号の定めに従い、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づきオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会により制定される文書

・本制度における基本文書の有効期限については、以下の区分の通り定めるものとし、有効期限を経過したものは、本制度においてその適用を認められない。ただし、当該旧文書において、別途定めがあるものは、その限りではない。

- ① 新規文書が発効した時点から、旧文書は即時無効とするもの。
 - (1) (2)
- ② 新規文書が発効した時点から、旧文書は8ヶ月間有効とするもの。
 - (3) (4) (5) (6) (7)
- ③ 新規文書が発効した時点から、旧文書は3ヶ月間有効とするもの。
 - (8)

・本制度における基本文書の保存期間は、有効期限満了後から起算して10年間とする。

・本制度における基本文書のバージョン管理については次の通りとする。

- ① 基本文書が新たに制定された場合、承認を受けたJ-VER認証運営委員会の日付を制定日とし、Ver1.0とする。
- ② 当該文書が改訂された場合、改訂の承認を受けたJ-VER認証運営委員会の日付を改訂日とし、バージョンを1単位(例: Ver1.0から2.0)ずつ更新する。その際、改訂日は文書表紙に明記する。

用語の定義

用語	定義
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量を表すクレジットの一般名称。
オフセット・クレジット	本制度に基づき、J-VER 認証運営委員会が認証した温室効果ガス排出削減・吸収量。
都道府県 J-VER	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度により発行されるクレジットで、J-VER 登録簿に発行されるもの。
プロジェクト事業者	プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者を指す。
プロジェクト参加者	プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者 <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出削減・吸収活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者 等
プロジェクト代表事業者	オフセット・クレジット (J-VER) のプロジェクト参加者であり温室効果ガス排出削減・吸収活動の代表者を指す。プロジェクト事業者と同一の場合もある。
制度運用側・制度運用主体	環境省及び J-VER 認証運営委員会を指す
プロジェクト開始年月日	温室効果ガス排出削減・吸収をもたらす設備の稼働、事業が開始された年月日
ポジティブリスト	本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト種類のリスト
適格性基準	プロジェクト種類ごとに定められる、プロジェクト代表事業者等がプロジェクトの計画に際して満たすべき要求事項。当該基準を満たせば追加性が立証されたこととなる
方法論	ポジティブリストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法
ベースライン・シナリオ	プロジェクトが実施されなかった場合に想定されるシナリオ
ベースライン排出量	プロジェクトが実施されなかった場合に想定される温室効果ガス排出量
妥当性確認	ポジティブリストに掲げる適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うこと。

算定	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の計算を行うこと
モニタリング	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するために必要なエネルギー使用量等の計測を行うこと
検証	モニタリング報告書に記載された温室効果ガスの排出削減・吸収量等の情報が、定められたルールに従い適正に作成されているかどうかについて、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を検証報告書によって報告すること
認証	登録されたプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量について、検証の手続きを経た後、J-VER 認証運営委員会がこれを公式に認めること
都道府県 J-VER プログラム認証	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、本制度に整合していると認められるものを、J-VER 認証運営委員会が認証し、プログラム認証リストに掲載すること
妥当性確認機関・検証機関	妥当性確認・検証を行う機関。ISO14065 及び本制度の基準に則って、国際認定機関フォーラム (IAF) のメンバーによって認定される。

オフセット・クレジット（J-V E R）制度実施規則 別紙

「⑩ 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置

オフセット・クレジット（J-V E R）制度実施規則「⑩ 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置は、以下のとおりとする。

(1) 基本の方針

- 本制度事務局が「バッファ管理口座」を保有し、クレジット（森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットに限る。以下、同じ。）発行時に、クレジット発行量の3%に当たる量のクレジットを本制度事務局の「バッファ管理口座」に補填用クレジットとして確保する。ただし、このバッファ率は、自然攪乱、土地転用等の発生状況等を踏まえて変更する可能性がある。
- 本制度事務局は、この「バッファ管理口座」に確保されたクレジットで、自然攪乱及び土地転用等に伴う消失分を補填する。具体的には、「林野関係被害の発生状況」の統計等から自然攪乱、土地転用等によるCO₂吸収効果消失率を算定し、発行済みのクレジットの累計値に乗じた量のクレジットを、バッファ管理口座から無効化口座に移転する（ただし、プロジェクト対象地での自然攪乱、土地転用等によるCO₂吸収効果消失量が個別に確認できた場合はこの限りではない）。
- バッファ量の算定方法としては、認証・発行依頼毎にバッファの1t未満の端数切り捨てを行う。そのうえで、クレジット期間の最終年度の最終の認証・発行依頼時に(i) プロジェクト期間全体について、既発行クレジットと、既留保バッファ量の確認を行い、(ii) プロジェクト全体についてのバッファ量を計算し、端数の切り捨てを行い、(iii) この全体のバッファ量と既留保バッファ量を比較し、最終の認証・発行バッファ量で調整する。
- 本制度事務局は、本別紙に定める措置を、クレジット発行対象期間終了（2012年）後10年間継続して行うものとする。なお、この年限は、本制度の運用上定めるものであり、森林所有者等は当該年限以降も森林の持続的な管理を行う必要があることに留意する。
- プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト対象地をめぐる権利関係を把握し、各権利の保有者に対し十分な説明を行い、当該特約の内容が適切に履行されるよう、配慮しなければならない。

(2) 土地転用・不適切な主伐への対処について

人為的な土地転用・不適切な主伐（森林施業計画等に基づかない主伐や伐採後の放棄）に伴うCO₂吸収効果消失分については、上記の補填措置に加えて、別に定める約款に基づき、当該人為的な土地転用・不適切な主伐を行ったプロジェクト代表

事業者等に対して補填のための措置を求める。

① 予防措置

本制度事務局 では、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開する。

② プロジェクト代表事業者等への措置

土地転用や不適切な主伐を行ったことが本制度事務局 に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを本制度事務局 が強制的に無効化する。既に第三者にクレジットが移転された後については、別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット（J-VER）を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、本制度事務局 はプロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、以降のクレジット発行は認めないこととする。

なお、本項の措置については、土地転用や不適切な主伐の事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(3) 森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続への対処について

① プロジェクト代表事業者等への措置

森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったことが本制度事務局 に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったプロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを本制度事務局 が強制的に無効化する。既に、第三者にクレジットが移転された後であれば、別に定める約款に基づき、当該プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット（J-VER）を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、本制度事務局 は、当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表する。クレジット発行対象期間内に森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となった場合、以降のクレジット発行は認めないこととする。

これらの措置は、(2) 土地転用・不適切な主伐への対処と重複する場合には、要調達クレジット量についての重複を排除する。

なお、本項の措置については、森林施業計画の認定取消・非継続及び森林認証の取消・非継続事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(4) 森林所有者の変更に伴う持続性の確保のための措置

別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、第三者に森林を譲渡

する際は、事前に本制度事務局に届出を行うこととする。また、第三者と譲渡契約を行う際は、約款を順守する契約主体としての地位も承継することとする。

「⑫プロジェクトの一括審査」の別紙で定める所要の措置

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑫プロジェクトの一括審査」に係る別紙で定める条件は、以下のとおりとする。

森林管理プロジェクトのバウンダリ設定及び一括審査条件について

森林管理プロジェクトの妥当性確認について、各プロジェクト種類（間伐促進型プロジェクト、持続可能な森林経営促進型プロジェクト及び植林プロジェクト）の性質を踏まえつつ、バウンダリの設定方法を明確にし、また、複数の森林所有者及び森林施業計画にまたがるプロジェクトの一括審査条件を定める。

（1）プロジェクトのバウンダリ設定及び一括審査条件の設定にあたって検討すべき事項

森林管理プロジェクトにおける妥当性確認においては、小規模の森林所有者がプロジェクトをとりまとめた計画を可能とする措置が必要であるが、一括審査対象の森林において個別プロジェクトで審査される場合と同等の持続可能な森林経営を確保する必要がある。

また、個別にプロジェクト計画が可能な規模の対象地を一括して大規模なバンドリングが行われる場合、プロジェクト審査に過度の負担が生じることになる。

なお、これらの妥当性確認を行うにあたっては、一括して審査する対象地が各森林所有者による主伐を恣意的に排除するようなものや当該対象地において森林施業計画に基づかない主伐が行われないようにする必要がある。

（2）各プロジェクト種類におけるバウンダリ設定及び一括審査条件
イ）間伐促進型プロジェクト

プロジェクトの妥当性確認は、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画（又は森林認証）単位でクレジット発行対象期間内に土地転用・主伐が計画されていないことを条件とする。個々の森林所有者の所有森林が、森林施業計画の策定に必要な最低森林規模（30ha）に達しない場合、森林組合等が既存の森林施業計画を変更又は複数の小規模森林所有者を対象とした森林施業計画を新たに策定することにより、プロジェクトの妥当性確認が可能となる。

ただし、森林施業計画単位でのプロジェクト計画が困難な場合は、以下の追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする。

- ①プロジェクト計画にあたってはそれら森林施業計画全体の写しを提出すること
- ②プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされることとされていること
- ③モニタリング・検証にあたっては、当該森林施業計画全体の伐採届・造林届により、

- ②に違約して土地転用や植栽放棄・過度な主伐がなされていないことを確認すること
- ④③において土地転用・植栽放棄・過度な主伐がなされたことが確認された場合、以降のクレジット発行を認めないこととし、プロジェクト参加者が当該プロジェクトに起因するクレジットを保有していれば、本制度事務局が強制的に無効化すること
- ⑤プロジェクト参加者が所有する土地においてクレジット対象期間後に土地転用・植栽放棄・過度な主伐を行ったことが本制度事務局等によって確認された場合、「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則別紙」に基づく措置をとること

これらの条件を満たす森林施業計画（又は森林認証）単位でバンドリングする場合又は森林施業計画のうちの間伐対象地について複数の森林施業計画にわたってバンドリングする場合は、妥当性確認の作業量が増加するため、妥当性確認費用に影響することになる。

ロ) 持続可能な森林経営促進型プロジェクト

プロジェクトの妥当性確認は、持続可能な森林経営を担保するため、また、主伐を行う林分を恣意的に排除するおそれがあるため、森林施業計画（又は森林認証）単位でクレジット発行対象期間内に土地転用が計画されていないことを条件とする。ただし、多数の森林施業計画がバンドリングされた場合、妥当性確認の作業量が増加するため、妥当性確認費用に影響することになる。

なお、持続可能な森林経営は、各森林経営主体の責任の下で実施することが基本であり、原則として、同一の森林管理者が関与しているものに限り、バンドリング可能であるものとする。

ハ) 植林プロジェクト

植林プロジェクトでは、一般的に一市町村内での植林では収益性を見込める程度の吸収量が期待できないため、広域的にバンドリングを行えるよう確保する必要があるが、一方で、多数の植林活動がバンドリングされた場合、妥当性確認の作業量が増加するため、妥当性確認費用に影響することになる。